

2. 平均障害程度区分の見直しに係る Q & A

平成19年 4 月26日、事務連絡
各都道府県 障害福祉関係主管課担当者宛
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平均障害程度区分の見直しにつきまして、別添のとおり Q & A を作成いたしましたので情報提供させていただきます。

つきましては、貴管内市町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願いいたします。

平均障害程度区分の見直しに係る Q & A

問 平成19年4月から生活介護事業所及び障害者支援施設を開設したが、事業開始時より、明らかに平均障害程度区分が指定申請時（見込時）に比べ増加変更してしまった場合についても、報酬告示の解釈通知に定めたとおり、3か月間の実績がなければ当該平均障害程度区分の見直しを行うことはできないのか。

（答）

事業の開始までに、以下の条件を全て満たした場合には、例外的に3か月間の実績がなくても平均障害程度区分の見直しを行い、事業開始日から見直し後の平均障害程度区分により報酬を算定することとして差し支えない。

なお、当該届出に基づく報酬については、基本的に当該月からの算定はできないものであるが、過誤調整等として処理を行っても差し支えない。

（条件）

対象利用者の障害程度区分が全て判明していること

障害程度区分の増加変更に伴う人員の配置を行っていること

利用者負担が増加することについて、説明会などを行うことにより、利用者の同意を得ていること